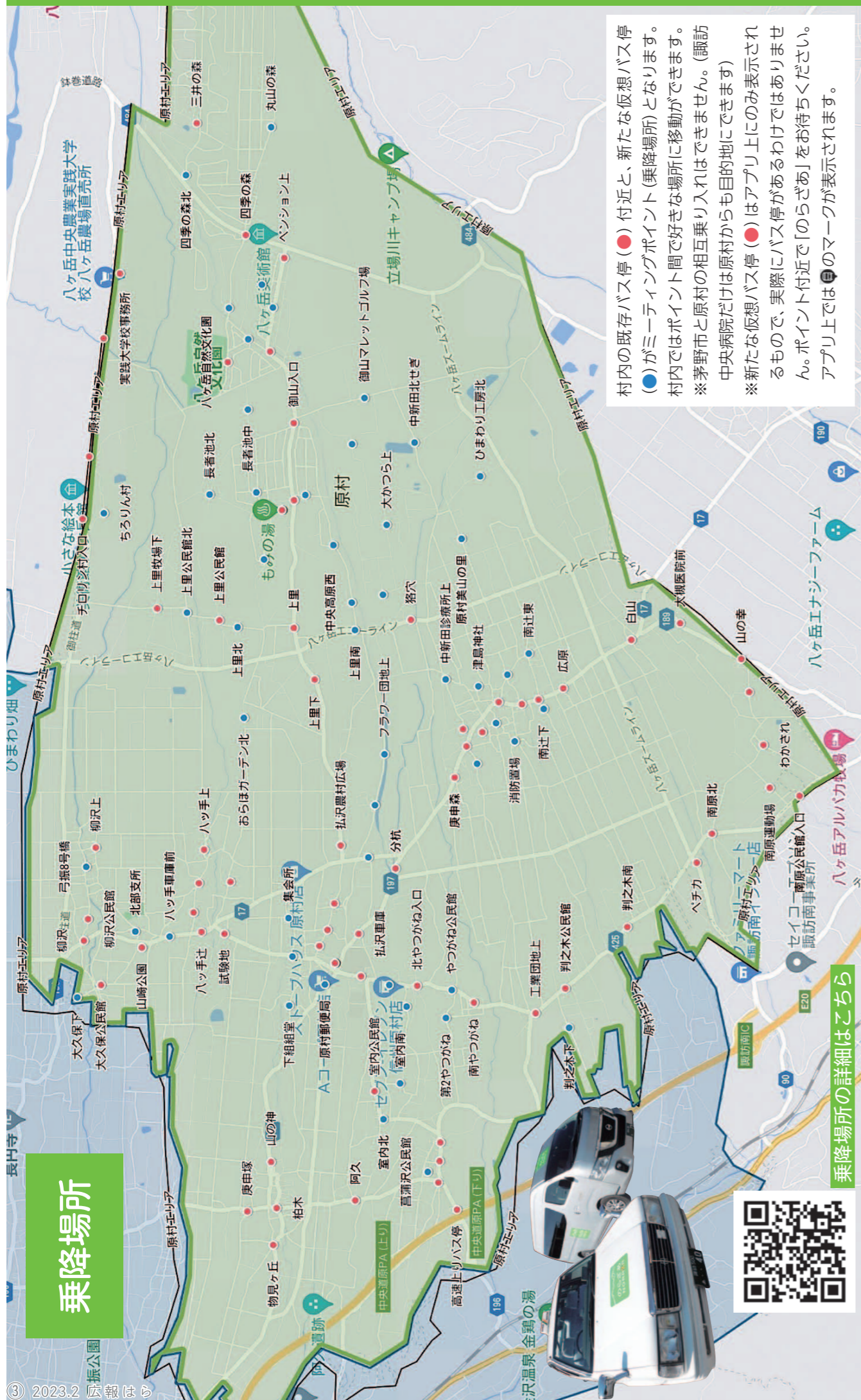


乗降場所



村内の既存バス停(●)付近と、新たな仮想バス停(●)がミートングポイント(乗降場所)となります。村内ではポイント間で好きな場所に移動ができます。※茅野市と原村の相互乗り入れはできません。(諏訪中央病院だけは原村からも目的地にできます)※新たな仮想バス停(●)はアプリ上でのみ表示されるもので、実際にバス停があるわけではありません。ポイント付近で「のらざあ」をお待ちください。アプリ上では●のマークが表示されます。

乗降場所の詳細はこちら



AI乗合オンデマンド交通「のらざあ」

2月1日(水) ~ 3月末まで 土曜日も運行します



令和5年3月31日まで 実証実験中

料金

3km未満	300円
3km以上5km未満	500円
5km以上	700円

[支払方法]
 電話から予約の場合..... 現金
 アプリから予約の場合..... クレジットカード・現金

[割引サービス]
 高齢者(75歳以上)..... 一律300円
 年度内に65歳以上へ引き下げの予定
 障がい者(介助者1名も含む)..... 半額(上限300円)
 こども(小学生)..... 半額
 こども(未就学児)..... 無料

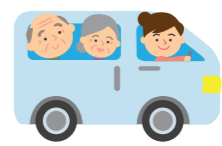
運行エリア



諏訪中央病院乗車場所

受付・運行時間

平日 8:30 ~ 17:00 (最終乗車 16:30)
 土曜日 8:30 ~ 17:00 (最終乗車 16:30)
 ※日曜日、祝日は運休
 ※ただし当日予約での始発は9:30となります。
 ※乗車1時間前までに予約が必要です。



予約方法

■電話から
 ☎ 0266-70-0710
 ※通話料が発生します

■アプリから



ダウンロードはこちらから

Android版 IOS版



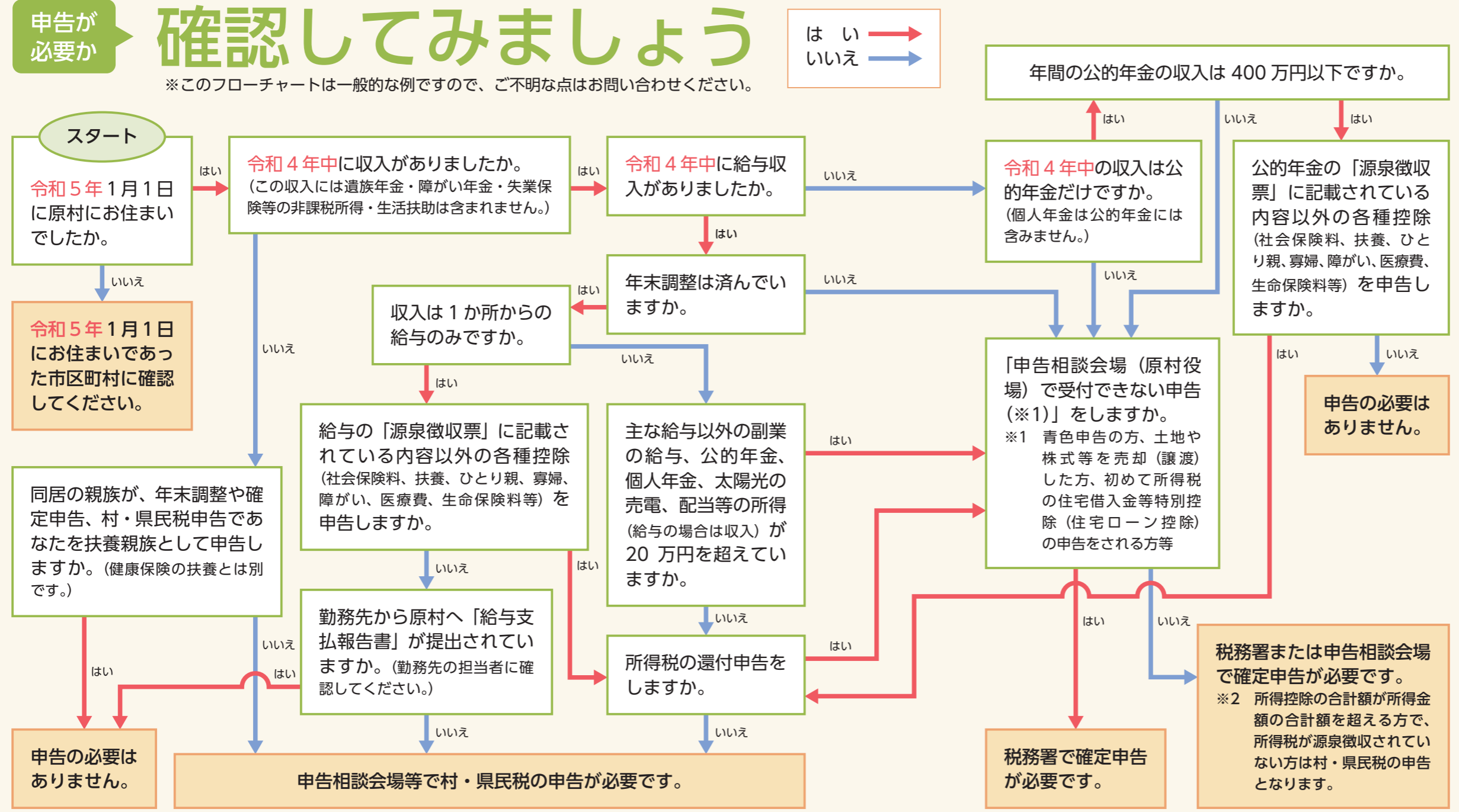
所得の申告はお早めに

所得の申告は、納税のためだけでなく、所得証明書の発行、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・保育料等の算定や軽減判定、各種年金や手当の支給のための大切な手続きです。申告が必要な方は、所得の有無・多少にかかわらず必ず申告書を提出しましょう。

問
 【村・県民税申告書について】
 住民財務課 税務係 ☎79-7923 (直通)
 【所得税の確定申告書について】
 諏訪税務署 ☎52-1390 (自動音声案内)

申告が必要か 確認してみましょう

※このフローチャートは一般的な例ですので、ご不明な点はお問い合わせください。



- 村・県民税の申告が必要な方**
 - ※令和5年1月1日現在在当村に住所のある方で、次に該当する方
 - 令和4年中に所得のあった方
 - 2力所以上から給与を受けた方
 - 給与所得者で給与以外の所得(20万円以下を含む)がある方
 - 給与支払報告書を当村へ提出していない勤務先から給与を受けた方
 - 中途退職などで年末調整を受けていない方
 - 公的年金の支払いを受けている方で年金以外の所得(20万円以下を含む)がある方
 - 給与・公的年金等支払報告書に記載されていない控除を受けようとする方
 - 令和4年中の収入が全くなく、村内にお住まいの方の扶養親族になつていない方
- 村・県民税の申告が不要な方**
 - 令和4年分の所得税確定申告書を提出する方
 - 収入が年末調整された給与のみで、勤務先から給与支払報告書が当村に提出されている方
 - 収入が公的年金(400万円以下)のみで、年金の支払先から公的年金等支払報告書が当村に提出されている方
 - 令和4年中の収入が全くなく、村内にお住まいの方の扶養親族になつていない方

申告期間

令和5年 **2/16(木)** ~ **3/15(水)**

※申告書及び各種資料は、2月から役場1階住民財務課の窓口に設置しますので、ご利用ください。

申告相談に必要なもの

本人確認書類	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード または 通知カード及び身分証明書（運転免許証等） ※通知カードは氏名・住所等に変更がない場合のみ有効です。 本人確認書類をお持ちでない方は、後日、本人確認書類の提出を求められる場合があります。	
その他	<input type="checkbox"/> 扶養親族のマイナンバーがわかる書類	
収入に関する書類	給与・公的年金所得者	<input type="checkbox"/> 源泉徴収票または支払者の証明書
	営業・農業・不動産等所得者	<input type="checkbox"/> 収支内訳書（作成済みのもの）
	一時所得者	<input type="checkbox"/> 生命保険契約等の一時金の支払証明書 <input type="checkbox"/> 損害保険契約の満期返戻金等の支払証明書
	雑所得者	<input type="checkbox"/> 個人年金、シルバー人材センターの配分金等の支払証明書 <input type="checkbox"/> 太陽光発電収入の収支内訳書（作成済みのもの）
控除に関する書類	社会・生命・地震保険料控除	<input type="checkbox"/> 各種保険料等の支払証明書 ※国民年金保険料については「国民年金保険料控除証明書」
	医療費控除	<input type="checkbox"/> 医療費控除の明細書（作成済みのもの）
	寄附金控除	<input type="checkbox"/> 寄附した団体から交付された寄附金受領証明書等
	障害者控除	<input type="checkbox"/> 障害者手帳・療育手帳、障害者控除対象者認定書等
	配偶者（特別）控除	<input type="checkbox"/> 配偶者の収入がわかるもの



申告相談会をご活用ください

個別相談を希望する方は、下記日程で開催します、相談会へお越しください。

場 所：役場3階講堂（全日程とも）

受付時間：午前9時～午後3時（全日程とも）

申告相談会のお願い

- 正午～午後1時は休憩させていただきます。
- 相談者の人数によっては、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。
- 収支内訳書や医療費の明細書は、必ず事前に作成してお越しください。
- 申告相談会の期間中は、住民財務課窓口での相談はご遠慮ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申告相談会場において感染対策を実施します。ご来場される方は、感染対策にご協力ください。また、体調の悪い方は来場をお控えください。

※公民館会場での開催はありませんのでお間違いないようお出かけください。



～原村の公共交通がAI乗合オンデマンド交通「のらざあ」から予約できます～

令和5年3月31日（金）まで実証運行中ですので、申告相談会場（役場）にお越しの際は、移動手段として、ご利用ください。詳しくは、本紙2～3ページをご覧ください。

実施日
2月16日（木）
2月17日（金）
2月20日（月）
2月22日（水）
2月28日（火）
3月2日（木）
3月3日（金）
3月7日（火）
3月8日（水）
3月9日（木）
3月13日（月）
3月14日（火）

次の方は申告相談会では受付できませんので、**諏訪税務署での確定申告が必要です**

- 青色申告の方
- 土地・建物・株式等を売却（譲渡）した方
- 初めて所得税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の申告をされる方

- 次に該当する方は計算等相談内容が複雑ですので、この相談会では受付できません。
 - 土地や建物、株式、ゴルフ会員権等の資産を売却（譲渡）や交換した方
 - 新たに住宅借入金等特別控除を受ける方
 - 事業所得、農業所得、不動産所得、雑所得を有する方で前年分の所得金額が300万円を超える方
 - 消費税の申告をする方で前々年分の課税売上金額が3,000万円を超える方
 - 贈与税の申告、亡くなられた方の確定申告をする方
 - 災害による雑損控除を受ける方
 - インボイス制度や電子帳簿保存制度の相談をされる方
- 税務署からのお知らせはがき
 - 予定納税額・口座振替の有無のわかるもの
 - 口座名義・口座番号等の資料
 - 個人番号カードの写し（両面）または通知カード等の写し及び身元確認書類
 - 前年度申告書の控え（代理送信した方は、送信時のプリントアウト）
- 税務署からの添付がない申告書は、後日、税務署から本人確認書類の提出を求められる場合があります。

税理士会主催の確定申告相談を同時開催します



■ 障害者控除の認定書の発行

65歳以上で要介護・要支援認定を受けており、一定の要件を満たす方に、所得税や住民税などの障害者控除のための「障害者控除対象者認定書」を発行します。介護保険の認定の基準と税の障害者控除の基準が異なるため、介護認定を受けただけでは、税の障害者控除を受けることはできません。

税の障害者控除を受けるためには、保健福祉課福祉係へ申請をして「障害者控除対象者認定書」の交付を受けていただく必要があります。詳しくは、保健福祉課福祉係（地域福祉センター内） ☎79-7703へお問い合わせください。

■ ふるさと納税

ふるさと納税を行い、所得税・住民税から控除を受けるには、原則として確定申告が必要ですが、確定申告を行う必要のない給与所得者等はふるさと納税をあらかじめ申告することで申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」があります。ただし、適用を受けられるのはふるさと納税を行う自治体の数が5団体以内に限られます。（ワンストップ特例は、**確定申告や住民税申告をされるの特例が無効となりますのでご注意ください。**）

■ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う

個人事業者向け給付金等を受け取った場合
令和4年1月から12月の間に、村からの事業継続特別給付金や原油価格高騰に対する緊急対策施設栽培経営支援補助金、農業者緊急支援給付金等を受給した場合、事業（営業・農業）の雑収入に計上していただく必要がありますので、忘れずに計上してください。



太陽光発電による電力の売却収入は、**村県民税等の申告が必要です。**

自宅等に太陽光発電設備を設置し、太陽光発電による固定価格買取制度に基づいてその余剰電力、または電力の全量を電力会社に売却している場合、その収入は所得税及び復興特別所得税の確定申告または村県民税の申告をしていただく必要があります。



■ 所得によって申告方法が異なります

- 売電収入の所得金額が20万円を超える方 → **確定申告**
- 売電収入の所得金額が20万円以下の方 → **村・県民税の申告**

※売電の所得金額が20万円以下であっても、還付申告等により確定申告が必要な要件に該当する方は、確定（修正）申告に売電分を含めて税務署で申告していただく必要がありますのでご注意ください。
※固定価格買取制度の終了等で売電収入が減少し、減価償却費等を差し引くとマイナスとなる場合は、お手数ですが、税務係へご一報ください。

■ 売電収入の所得金額の計算方法を確認しましょう

売電所得（雑所得） = 売電収入 - （減価償却費 + その他必要経費）

例	○売電収入……………	20万円	○年間売電量……………	4,000kwh
	○設置費用……………	180万円	○年間総発電量……………	5,000kwh
	○補助金額……………	30万円	○設置日……………	令和4年5月(8/12)

・減価償却費 【(設置費用－補助金) × 減価償却率 × 償却期間 × 事業専用割合】
= (180万円－30万円) × 0.059 × 8/12 × (4,000kwh/5,000kwh)
= 47,200円
・**売電所得（雑所得）** = **200,000円** - **47,200円** = **152,800円**

■ 実際に計算してみましょう

売電収入額について 売電収入等をお知らせ、メーター等により確認してください。

区分	売電収入	売電量	総発電量	区分	売電収入	売電量	総発電量
1月		kwh	kwh	7月		kwh	kwh
2月		kwh	kwh	8月		kwh	kwh
3月		kwh	kwh	9月		kwh	kwh
4月		kwh	kwh	10月		kwh	kwh
5月		kwh	kwh	11月		kwh	kwh
6月		kwh	kwh	12月		kwh	kwh
				合計	①	a	b

経費について 減価償却費の計算をします。

設置費用 補助金 減価償却率 償却期間 a. 年間売電量 b. 年間総発電量 ②減価償却費量
([] - []) × 0.059 × [] × [] ÷ [] = []

あなたの売電所得は

①売電収入 [] - ②減価償却費 [] = 売電所得 []

令和4年1月から12月までの売電収入の申告は、3月15日(水)までにしましょう。

申告に必要な書類は、税務係の窓口を設置してありますので、ご利用ください。

諏訪税務署から確定申告のお知らせ

◆ 自宅からスマホで確定申告

確定申告には、ご自宅からスマホ・パソコンでご利用いただけるe-Tax・スマホ申告が便利です。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を用いて、確定申告会場に出向かなくてもe-Taxで申告書を提出できます。

今年の確定申告では、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からも、ぜひご自宅からe-Tax・スマホ申告をご利用ください。

◆ 所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

開設期間	2月1日(水)から3月15日(水)まで(土・日・祝日を除きます。)
相談受付	午前8時30分から午後4時まで
相談開始	午前9時から
会場	諏訪税務署1階

確定申告会場の入場には、当日配付又は国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

- ※スマホをお持ちの方は、確定申告会場において、基本的にスマホを利用して申告書を作成していただきます。
- ※確定申告会場に来場される際は、マスクを着用していただき、できる限り少人数でお越しください。
- ※入場の際に検温を実施しています。咳・発熱等の症状のある方は入場をご遠慮いただく場合があります。
- ※午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。

◆ 問合せ 諏訪税務署 〒392-8610 諏訪市清水2-5-22 ☎52-1390(自動音声案内)

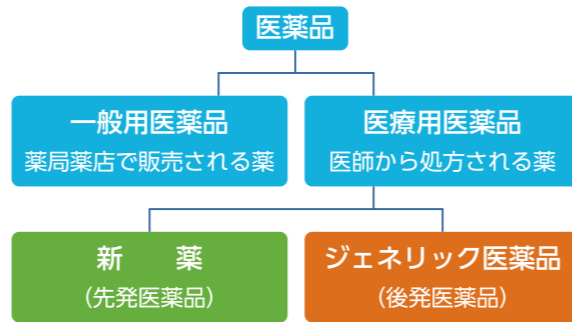


ジェネリック医薬品を利用してみませんか

問 保健福祉課 医療給付係 ☎ 79-7926 (直通)

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは

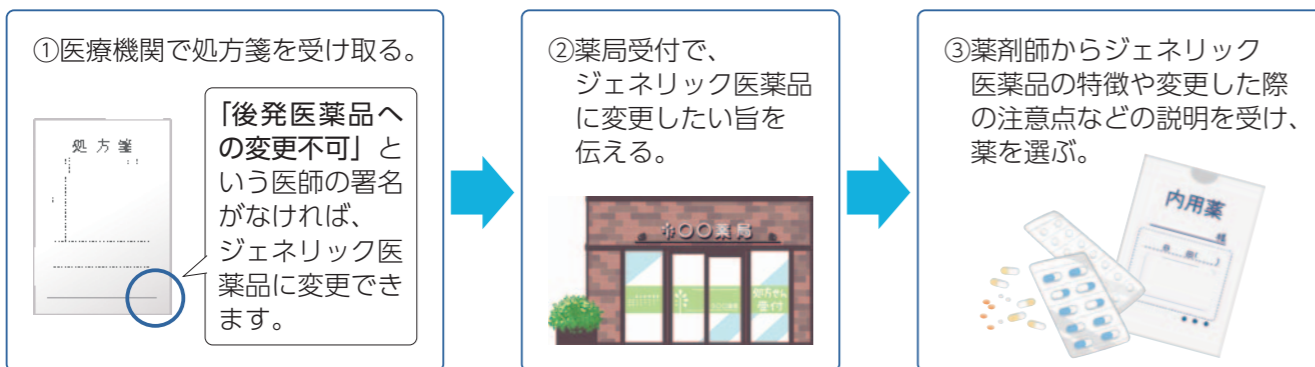
- ・新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に厚生労働省の認可のもと、新薬と同一の有効成分を同一量含み、同一の効能・効果を持つ医薬品として製造・販売された総称を「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」といいます。
- ※新薬が効能追加を行っている場合など、異なる場合があります。



ジェネリック医薬品の選択により医療費を節約できます

- ・新薬を開発するには長い時間と膨大な費用がかかりますが、ジェネリック医薬品は開発費が大幅に抑えられる分、安い価格にすることができます。
- ・ジェネリック医薬品によっては新薬とまったく同じではなく、飲みやすさや副作用を抑える工夫などの改良がさらに進んでいる場合もあります。
- ・ジェネリック医薬品を利用することは、増え続ける医療費の節約になり、みなさんの保険税(料)の負担軽減にもつながります。
- ※薬代の差額が少ない場合などの理由で窓口での自己負担額があまり変わらない場合もあります。

ジェネリック医薬品を希望するには



- ・医師や薬剤師に言い出しにくい方は、受付で「ジェネリック医薬品希望シール」を貼った被保険者証・お薬手帳を提示すれば、意思表示することができます。
- ・ジェネリック医薬品希望シールは、国保加入者の方は被保険者証の年更新時に同封してあります。また、原村役場医療給付係窓口や原村保健センターそよかせ等でも配布していますのでご利用ください。
- ※すべての薬にジェネリック医薬品があるとは限りません。

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少する見込みの世帯について、申請により令和4年度分の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が減免される場合があります。

減免対象となる世帯

- 1 り患世帯** 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯
➔ 対象保険税(料)を全額免除
- 2 減収世帯** 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯
➔ 対象保険税(料)の一部又は全部を減免

(1) 減収世帯の減免要件

次の要件すべてを満たすこと	
主たる生計維持者について	
①	令和4年の収入(事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれか)が令和3年に比べて10分の3以上減少すること(※1)(※2)
②	令和3年の所得の合計額が1,000万円以下であること
③	収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること

(※1) 令和3年中の収入と令和4年中の収入を比較し、減少割合を計算します。
(※2) 国や都道府県、市町村から支給される各種給付金(持続化給付金など)については、減少割合の計算に含みません。

(2) 減収世帯の減免額の計算方法

$$\text{減免対象保険税(料)額} (A \times B / C) \times \text{減免割合} (d) = \text{世帯の減免額}$$

減免対象保険税(料)額		主たる生計維持者の令和3年の合計所得に応じた減免	
A	B	C	d
世帯の被保険者全員にかかる保険税(料)額	主たる生計維持者の減少が見込まれる収入等に係る令和3年の所得額(※3)	主たる生計維持者及び被保険者全員の令和3年の合計所得金額	令和3年の合計所得
			減免割合
			300万円以下
			400万円以下
			550万円以下
			750万円以下
			1,000万円以下
			10分の10(※4)
			10分の8
			10分の6
			10分の4
			10分の2

(※3) Bが0円またはマイナスの場合は、減免の対象外です(減免金額が0円になるため)。
(※4) 主たる生計維持者が事業の廃止や失業をした場合には、令和3年の合計所得にかかわらず、dは10分の10。

減免対象となる保険税(料)と申請期限

減免対象	申請期限
令和4年度分の保険税(料)であって、納期限が令和4年4月1日から令和5年3月31日までのもの	令和5年3月31日(金)

- ※ 詳しくは、村ホームページをご覧ください。担当窓口へお尋ねください。
- 国民健康保険税について…………… 住民財務課税務係 ☎ 79-7923
 - 後期高齢者医療保険料について…………… 保健福祉課医療給付係 ☎ 79-7925